

# 令和5年度古文書解読講座中級 第2回（七月二九日）

「大原家文書を読む」―大原与兵衛の庄屋就任― 担当 大島 千鶴

## 本日のテキスト

文久元年辛酉十二月十一日庄屋役被仰付且同廿日苗字御免蒙仰候歛ひ到来扣并戊三月内祝記録」  
（大原家文書西倉B―1―13）

※倉敷村の大原与兵衛（壮平）が文久元年に庄屋役を仰せつかり、さらに苗字を許された時の記録と、祝儀とし

て村人たちから届けられた品物の記録

## ☆人物・語句解説

大原与兵衛（壮平）享和三年〜明治一五年（一八〇三〜一八八二）

大原家五代当主。妻は四代好道の娘・安。与兵衛は原小右衛門鈔秀の次男で、諱は清久。号確堂。文久元年（一八六一）倉敷村庄屋に就任した

大竹左馬太郎勝昌

万延元年〜元治元年の倉敷代官

内藤信親

越後村上藩七代藩主。文政八年五月二九日襲封。はじめ信親のち信思<sup>もと</sup>。嘉永四年一二月二一日〜文久二年五月二六日の間老中を務める。元治元年四月二六日隠居。

松平康正

徳川家康の異父弟・久松康元の流れを汲む久松松平家の一家系で六千石（下総国飯笹）の旗本だが大名並みの待遇を受ける交代寄合であった。安政六年九月二〇日〜文久二年八月二四日の間、勘定奉行を務める

苗字帯刀

苗字を名乗り、帯刀することができる資格。村役人などで特別の業績を上げた者、孝行とか学術修業などで奇特な行為のあった者、または多額の御用金を提供した者などが幕府や藩から顕彰される場合に、その資格が与えられた。苗字帯刀を許された者は町村内では名主の上席ともなり、極めて名誉なこととされた。平民が苗字を許されるのは明治三年からであった

闕字

文書の本文で、敬意を表すべき言葉の上を一字ないし二字分空白にすること

平出

文書の本文で、敬意を表すべき言葉が出てきた場合、改行して必ず行の最上に書くようにすること

## 差紙

江戸時代、尋問や命令、伝達のため、役所から日時を指定して特定の人を呼び出す召喚状

## 印形

みとめ、実印、官印などの総称

## 修姓

日本人が和風の姓名を中国風にすること。二字姓を複姓、一字姓を単姓といい、一般に中国は単姓が多く、日本には複姓が多い。このため一部の儒者たちは自らの複姓を中国に習って単姓に改めた。このことを修姓という。平安時代にも行われたがその例は少なく、盛んに行われるようになるのは江戸時代中期以降。漢文の素養が広く知識人や武士階級に及んだため、漢学者を中心に姓を一字に短縮することが流行。荻生徂徠学派の影響が大きかった

## 廻勤

任官・就職したときなどに関係の人々に礼を述べ、挨拶して回る事。回礼。

## ※参考文献

『国史大辞典』一三 吉川弘文館

『精選版日本国語大辞典』小学館

『日本史総覧』＜近世一 新人物往来社

『江戸幕府役職武鑑編年集成』第三十三巻 東洋書林

河合一樹 「宇野明霞』姓氏解』とその周辺―徂徠派批判の一風景―」筑波大学倫理学言論研究会編  
『倫理学』三四 二〇一八年